

広島県告示第六百八十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

令和七年七月二十二日

地方港湾中田港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

鉄骨造二階建て作業所、床板及び基礎等

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

江田島市能美町高田三六四九番地八地先 令和七年六月二十三日午前八時

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和七年六月二十三日午前九時 江田島市沖美町岡大王一〇七一八番地一（江田島市環

境センター内）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県広島港湾振興事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

広島市南区出島二丁目三四番七号

広島県広島港湾振興事務所港営課

電話（〇八二）二五一―七一四五